取締役会規則

改廃履歴

R e v	改 廃 内 容	実 施 日
1. 0	初版	1972. 11. 06
1. 1	章立て構成に変更し、条文の見直し等全面改正	1995. 07. 01
1. 2	定款改正対応	1998. 06. 29
1.3	決議事項にセンター長の選任・解任	2003. 07. 01
2. 0	規程作成細則実施に伴う書式変更	2010. 04. 01
2. 1	第6条 2 文言修正 3 文言追加	2010. 08. 31
2. 2	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30

目 次

第	1	章	総 則	1
	第	1条	目的	
	第	2条	構成	
	第	3条	任務	
第	2	章	招 集	1
	第	4条	招集および議長	
	第	5条	招集通知	
	第	6条	取締役以外の者の出席	
第	3	章	決議・報告	1
	第	7条	決議	
	第	8条	決議事項	
	第	9条	業務報告	
	第	10条	書面による意見の表明	
第	4	章	議事録	2
	第	1 1条	議事録	
	第	1 2条	議事の通知	
第	5	章	その他	3
	第	1 3条	規則の改廃	

取締役会規則

規程番号 0101-0000-00-規制定日 1972年11月 6日 改正日 2021年 6月30日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(構成)

第 2条 取締役会は、取締役全員をもって構成する。

(任 務)

第 3条 取締役会は、会社の経営方針および業務執行に関する事項を管理する。

第 2 章 招集

(招集および議長)

- 第 4条 取締役会は、代表取締役会長が招集し、議長となる。
 - 2 代表取締役会長に事故あるときは代表取締役社長、代表取締役副社長および代表取締役常務 の順序に従ってこれにあたる。
 - 3 取締役または監査役から会議の目的事項および理由を記載した書面を示して、取締役会招集 の請求があったときは、代表取締役会長または招集権限のある取締役は、遅滞なく取締役会を 招集しなければならない。

(招集通知)

- 第 5条 取締役会招集の通知は、その会日より7日前までに、各取締役に対し発するものとする。
 - 2 前項の通知は、開催の日時、場所および会議の主要事項を記載した書面をもって行う。
 - 3 取締役および監査役全員の同意があるときは、前項1に拘らず、招集手続を経ずしてこれを 開くことができる。

(取締役以外の者の出席)

- 第 6条 監査役は取締役会に出席して意見を述べることができる。
 - 2 議長は必要と認めたとき、社員およびその他の者を出席させその意見を聞くことができる。
 - 3 議長は社員を出席させ、協議事項および報告事項に係る説明をさせることができる。

第 3 章 決議・報告

(決 議)

第 7条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって決するものとする。ただし、当該議事に特別の利害関係を有する取締役は、決議に加わることができない。

2 取締役は代理人によって、議決権を行使することはできない。

(決議事項)

- 第 8条 次の事項は、取締役会の決議を経なければならない。
 - (1) 株主総会に関する事項
 - ①株主総会の招集および議案
 - ②計算書類等の承認
 - (2) 取締役ならびに取締役会に関する事項
 - ①代表取締役社長、代表取締役会長、代表取締役副社長および代表取締役常務の選任・解任
 - ②取締役との競業取引の承認および介入権の行使
 - ③会社・取締役間の利益相反取引の承認
 - (3) 株式に関する事項
 - ①新株引受権の付与
 - ②株式の分割
 - ③新株の発行
 - ④株式譲渡の承認・不承認および相手方の指定
 - (5額面株式・無額面株式の転換
 - ⑥準備金の資本組入れおよび株式の無償交付
 - (4)経営に関する事項
 - ①経営計画の設定
 - ②総合予算の大綱の設定
 - ③事業計画の設定
 - ④組織および重要な規程の制定、改廃
 - ⑤重要な契約または訴訟
 - ⑥重要な財産の取得または処分
 - (7)多額の借財
 - ⑧重要な投資
 - ⑨任意積立金の設定と処分
 - ⑩重要な受託料率の決定
 - (5) その他取締役会が必要と認めた事項

(業務報告)

- 第 9条 代表取締役会長は、次に掲げる事項を取締役会に報告するものとする。
 - (1) 取締役会の決議を経た事項に関する以後の経過ならびに結果
 - (2) その他取締役会において必要と認めた事項
 - 2 代表取締役会長は、他の取締役に前項の報告をさせることができる。

(書面による意見の表明)

- 第10条 やむを得ない事由により、取締役会に出席することができない取締役および監査役は、事前 に書面をもって議長たるべき取締役に対し、その意見を表明することができる。
 - 2 前項の意見の表明があったときは、議長は取締役会の審議に際し、その旨および内容を報告しなければならない。

第 4 章 議事録

(議事録)

第11条 取締役会の議事については議事録を作成する。

2 議事録には議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印するものとする。

(議事の通知)

第12条 欠席した取締役および監査役に対し、取締役会の決議の内容を遅滞なく通知する。

第 5 章 その他

(規則の改廃)

- 第13条 この規則の適用に関し疑義を生じた場合は、取締役会の決議により行うものとする。
 - 2 この規則の変更および廃止は、取締役会の決議により行う。